

担当者氏名	早矢仕綾子
電話番号	0566-93-3463
FAX番号	0566-93-3464
E-mail	kokoro@sakuraen.co.jp

別紙様式3

介護職員処遇改善実績報告書(平成31年度)

愛知県知事 殿

① 算定した加算区分<メニュー選択>		介護職員処遇改善加算 I	
② 加算による賃金改善実施期間<メニュー選択>		平成31(2019)年4月	～ 令和2年(2020)3月
③ 平成31年度分介護職員処遇改善加算総額<添付書類1を自動集計>		6,711,170 円	
④ 賃金改善所要額(= i - ii) <添付書類1を自動集計>		6,926,142 円	
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額<直接入力>		37,285,073 円	
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額<直接入力>		30,358,931 円	
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 (旧加算(I)を算定していた場合、③④の代わりに⑤⑥を使用することも可能)			
⑤ 平成31年度分介護職員処遇改善加算総額<直接入力> (加算(I)の場合と加算(II)の場合の差額)		円	
⑥ 賃金改善所要額(= iii - iv) <直接入力>		円	
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額<直接入力>		円	
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額<直接入力>		円	
⑦ 他制度による賃金改善 (該当するものを選択)	あり・福祉・福祉介護職員処遇改善加算(障害) 「あり」の場合は他制度による賃金改善額 1,418,608 円		
※他制度による加算金等を用いた賃金改善は、介護職員処遇改善加算の賃金改善額には含めません。			
⑧	②の期間の賃金改善の方法(賃金改善項目、1人あたりの賃金改善額、賃金改善実施時期、対象職員等具体的に記載すること)		
全ヘルパーを対象に活動時間数等を考慮して7月12月に支給 常勤には、賞与として 非常勤には、処遇改善手当として支給 それに加え常勤には毎月5万円の支給を行った。 令和2年1月に無事故無違反祝い金として対象者には5000円支給 賃金改善実施期間は、平成31年4月～令和2年3月			
⑨	年間常勤換算数	133.20 人	
⑩	1人当たり賃金改善額 = 賃金改善所要額 ÷ 常勤換算数 = ④ ÷ ⑨ (⑥ ÷ ⑨は直接入)	51,998 円	
※ ③④⑤⑥については、事業所数に関わらず別紙様式3(添付書類1)により事業所毎の内訳を必ず添付することとし、複数の事業所を一括して提出する場合は添付書類2及び添付書類3(他都道府県にある場合のみ)を添付すること。 ※ ⑧については、事業所毎の内訳と積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の書式で可ですが、「様式例1」を参考に作成し添付してください。)。介護職員別の支給月別内訳については、実地指導等で確認することがあるため、「様式例2」を参考に任意の書式で作成し保管してください。 ※ 加算の算定要件は、「賃金改善所要額」が「加算総額」を上回らなければならないことに留意し、③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。また、④及び⑥は賃金改善に伴う法定福利費等の増加分を含むことも可能である。 ※ ④ ii) 及び⑥ iv) については賃金改善実施期間の職員の人数と合わせて算出することとし、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して賃金の総額に上乗せする必要があることに留意すること。 ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。また、当該加算による賃金改善対象者は、辞令及び勤務表等を前提として実際に介護職員として勤務する者に限られる。			
上記について事実と相違ないことを証明します。			
令和2 年 7 月 15 日 (法人名) さくらえん合同会社 (代表者名) 代表社員 早矢仕綾子		 	